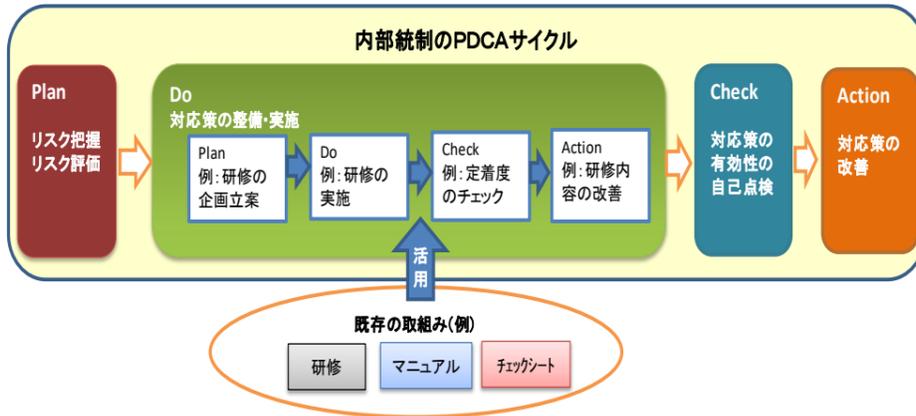


1 はじめに ～ 2 新たな内部統制の導入

これまで、コンプライアンスの確保を中心に置いて、内部統制の取組みを進めてきましたが、地方公共団体における内部統制の目的は、業務の有効性及び効率性の確保、財務報告の信頼性の確保、資産の保全も含むものであることから、本来あるべき内部統制を導入すべく、平成26年11月に見直しを図りました。

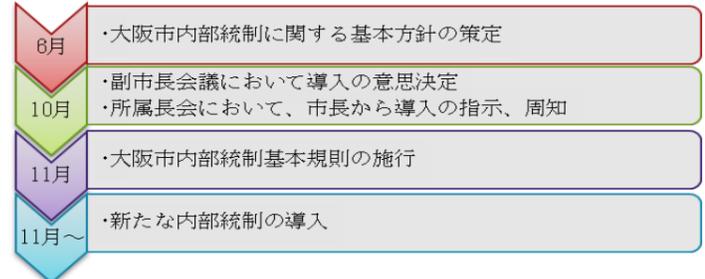
(1) 内部統制のPDCAサイクル

内部統制とは、業務上のリスクの発生を未然に防止し、あるいは早期に発見し、リスクが発生した場合（顕在化した場合）に適切に対応する仕組みです。内部統制を整備・運用することにより、各所属が下図のような内部統制のPDCAサイクルを回し、自律的なリスク管理体制を構築することを目指しています。



(2) 導入に向けた取組み

新たな内部統制の導入について、副市長会議での議論を経た上で、所属長会で市長から周知、指示を行うというプロセスを進めたことにより、トップダウンによるスムーズな導入を実現することができました。今後、内部統制の概念、意義について、さらに周知徹底を図る必要があります。



(3) 新たな内部統制を実施するための体制

新たな内部統制における取組みを円滑に推進するため、市長（最高内部統制責任者）をトップとする体制を整備しました。今後、課長級の職員を中心に、各構成員の役割のさらなる浸透を図る必要があります。

3 平成26年度の整備・運用状況

平成26年度に実施する具体的な内容を「平成26年度内部統制指針」として最高内部統制責任者（市長）が定め、リスク対応策の整備を中心に、取組みを進めてきました。

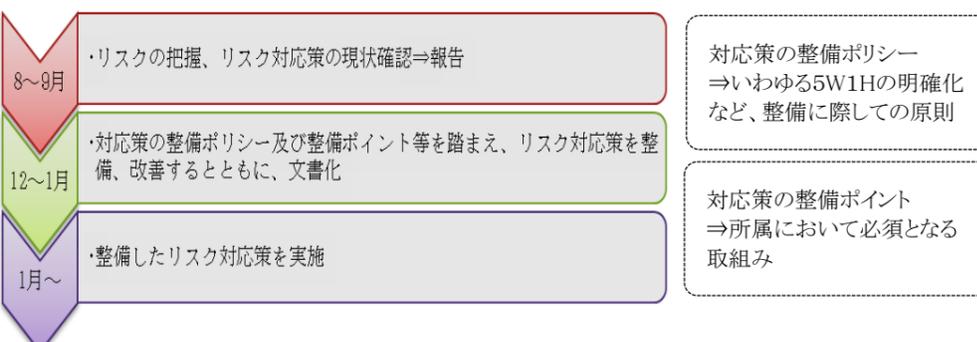
(1) 共通業務内部統制責任者が実施する内部統制の整備

・下図のような取組みを進め、共通業務における35のリスクに係る対応策が整備されました。今後、このプロセスに従って業務を執行することにより、各リスクの低減が期待されます。
 ・共通業務所管所属は、関連するリスクへの対応策として、業務マニュアルの作成や研修、説明会等を行っています。これらの対応策が有効に機能していることを評価するプロセス（＝モニタリング）の整備、運用については、まだ不十分な点が見受けられることから、概念、意義を周知徹底するとともに、個別に改善を図っていく必要があります。
 ・平成26年度に改善に取り組んだ、住民情報関係業務、個人情報保護関係業務のモニタリングの実施状況等をフォローする必要があります。



(2) 内部統制責任者が実施する内部統制の整備

・下図のような取組みを進め、所属において、のべ208（指定リスク135、所属リスク73）のリスクに係る対応策が整備されました。今後、このプロセスに従って、業務を執行することにより、各リスクの低減が期待されます。
 ・不十分な備品管理への対応策における必須取組みである「物品現在高調査」が、十分認知されていない状況が見受けられましたので、周知徹底、モニタリングの実施に向けた検討が必要です。
 ・各所属において、本格的にリスク把握・評価を行うための具体的手法を研修等により提供する必要があります。
 ・平成26年度に整備したリスク対応策が漏れなく実施できているか、有効に機能しているかを各所属、職場において、少なくとも半期毎に、自己点検する必要があります。



4 平成26年度の総括 ～ 5 平成27年度取組み

平成26年度に導入した内部統制の更なる充実を図り、自律的なリスク管理体制の構築を目指していきます。

平成26年度の総括

【成果】

- ・新たな内部統制の導入を達成しました。
- ・共通業務内部統制責任者、内部統制責任者が実施する内部統制を整備しました。
- ・職員アンケートで「適切に業務が行われているか日常的にチェックしている」と回答した職員の割合が上昇しました。（68.3%→73.3%）

【課題】

- ①全庁的な内部統制の概念、意義の浸透
- ②共通業務内部統制責任者が実施するモニタリングの強化
- ③各所属における自律的なリスク管理体制の構築に向けた取組みの推進（リスク把握・評価、リスク対応策の自己点検の実施など）

平成27年度取組み

- ①総務局監察部が発行する啓発用資料や研修等により内部統制の概念、意義の周知徹底を図ります。
- ②個人情報保護、備品管理、住民情報、地域活動、文書管理関係業務に係るモニタリングの改善に向けた取組みを進めます。なお、改善に際しては、モニタリングを実施する側、受ける側の双方にとって過度な負担とならないよう、リスクの大小等に応じてICTの活用を図る等、効率的・効果的な実施方法を検討します。
- ③リスク把握・評価の具体的な手法、リスク対応策の検討に関する具体的なノウハウを提供するとともに、平成26年度に整備した内部統制の有効性を、各所属・職場において、年2回、自己点検する機会を設けます。

目指す姿

業務の日常的なチェックが業務活動に組み込まれるなど、内部統制が自律的に実施されている状態